

ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬等業務仕様書

- 1 業務内容
県立学校に保管している低濃度 PCB 廃棄物を収集し、処理場へ運搬する。
- 2 業務期間
契約締結日～令和8年1月30日
- 3 収集業務場所
別添「低濃度 PCB 廃棄物保管場所リスト」のとおり
- 4 搬入業務場所
光和精鉱株式会社
福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜46番93
- 5 産業廃棄物の種類及び数量
別添「低濃度 PCB 廃棄物保管物寸法等リスト」のとおり
- 6 業務範囲
 - (1) 3に明記する県立学校に保管している低濃度 PCB 廃棄物を収集し、処理場へ運搬する。収集は校舎内に保管している場所から運搬車への移動も含めること。なお、物品の移動は運搬日と別日程での作業も可能とする。
 - (2) 低濃度 PCB 廃棄物の収集・運搬にあたっては、「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」(環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)に基づき適正に処理すること。また、本仕様書によるもののほか、関係法令等を遵守し、安全かつ適正に行うこと。
 - (3) 収集場所において、必ず漏洩の無い事を確認のうえ最低限の清掃を行うこと。
- 7 安全対策
 - (1) 各県立学校での収集・運搬業務に際しては、長崎県教育庁教育環境整備課及び各保管県立学校の担当者と打合せを行い、安全確保に注意を払うこと。
 - (2) 各県立学校の生徒、教職員や来校者の職員に対する安全対策や保険等必要な措置をとること。なお、作業中の事故については、県はその責任を負わないこととする。
- 8 損害賠償
本作業の履行過程において、建物及び従属物等に対し、請負者の責により破損、遺失等の損害を与えた場合は、建物並びに従属物については、原形復旧するものとする。
- 9 業務報告
請負者は、収集・運搬業務が終了したときには、直ちに業務報告書及び運搬区間に応じてマニフェストB2票を提出すること。
- 10 その他
本仕様書に明記なき事項で、本業務を履行するために必要と認められる事項については、長崎県教育庁教育環境整備課と協議の上、担当者の指示により実施するものとする。